

特定非営利活動法人 福祉広場 訪問看護ステーションひろば
訪問看護事業所運営規定

(指定訪問看護事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人 福祉広場が開設する訪問看護ステーションひろば(以下「事業所」という)が適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師が、障がいや疾患を持ち地域で生活する方に対し、医師の指示を受けてケアや相談援助を行い、健康状態の維持、悪化の予防につとめる。また、医療機関との連携で医療処置や緊急時の対応を行うことで、安心して安全な在宅療養生活の実現を目指す。

(指定介護予防訪問看護事業の目的)

第2条 事業所は、要支援者が、可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、医師の指示を受けてケアや相談援助を行い、健康状態の維持増進、悪化の予防に努める。

(運営の方針)

第3条

1 事業所は、指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の事業(以下「事業」という。)の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者(要支援者)の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

4 事業の実施に当たり、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に努め、療養上の目標を設定し計画的に行う。

5 自らの提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。また、事業の提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもっておこなう。

6 看護師が行うリハビリテーションの提供に当たっては、利用者の「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の指示・向上を図るために介護支援専門員や各指定サービス事業

の担当者と共に利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標を持って行うこととする。

7 事業の提供が終了する際には、利用者またはその家族に対して適切な指導を行い、医療機関の医師または情報提供を受けた場合の主治医、居宅介護支援事業所等に対して情報提供を行う。また、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

8 虐待防止のための措置として、事業所内で責任者を選定し、従業者への研修などの機会を通して虐待についての理解を深めるとともに、虐待または疑われる事案が発生した場合は行政機関との連携をはかり対応を検討する。

9 雇用分野の男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働施策の総合的な推進ならびに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の趣旨に準じ、また職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称：訪問看護ステーションひろば

住所：京都市北区平野東柳町 38 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者：看護師1名（常勤兼務1名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護（介護予防訪問看護）の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、管理上支障がない場合は他の業務を兼務することは差し支えない。

2 看護師：看護師常勤換算2.5名以上

看護師は、訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供にあたる。

3 作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等のリハビリ専門職1名以上置くことがある。

作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等は、訪問看護におけるリハビリを担い、看護師と共同して訪問看護計画、報告書を作成する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

1 営業日：月曜日から土曜日までとする。

ただし、日祝日、及び12月29日から1月3日を休業とする。

2 営業時間：月曜日から金曜日は9時から17時まで、土曜日は9時から13時までとする。

3 上記の営業日・営業時間外は、24時間緊急時の連絡・対応が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条

1 事業の内容は次に掲げるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、医療関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体状況の観察、障害の状況評価、日常生活の状態や療養環境のアセスメント
 - (2) 清潔の保持・睡眠・食事・栄養及び排泄等療養生活の支援及び介護予防
 - (3) 褥瘡の予防・処置
 - (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
 - (5) 人生の最終段階における看護
 - (6) 認知症・精神障害に関するケア
 - (7) 療養生活や介護方法の相談・助言
 - (8) 内服管理やカテーテルなどの医療器具使用の管理
 - (9) その他医師の指示による医療処置及び検査などの補助
 - (10) 日常生活用具の選択・使用方法の助言
 - (11) 居宅改善の相談・助言
 - (12) 入退院（所）時の共同指導
 - (13) 緊急時対応
- 2 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。
- 3 正当な理由がなく事業で提供するサービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。

サービス利用日の前日まで	無 料
サービス利用日の当日	利用者負担金の50%

- 4 事業所は、医療保険・介護保険の制度対象外の訪問看護は別表に定めた運営規定に基づき利用料を徴収する。
- 5 その他の費用の徴収が必要になった場合は、その都度協議して利用者等に説明を行い、同意を得たもの限り徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、事業所からおよそ半径3キロの範囲の北区、上京区、中京区、右京区であり、別添地図の通りを境界とする。

(訪問看護の提供方法)

第9条

- 1 利用者又は家族から事業所に訪問依頼が直接あった場合、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるように説明する。
- 2 介護支援専門員から事業所に訪問依頼が直接あった場合、利用者の許可を得て主治医に訪問看護指示書の交付を依頼する。
- 3 利用者にかかりつけ医がない場合は、事業所から地区医師会あるいは福祉事務所等に調整を依頼するなどの対応を行う。

(緊急時等における対応方法)

第10条

- 1 看護師は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合も、緊急搬送などの必要な処置を講ずるものとする。
- 2 看護師は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告を行う。
- 3 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、事故の状況や事故に際してとった処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 5 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条

- 1 サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者および家族に説明する。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条

- 1 事業者は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適正な取扱いに努める。
- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。
- 3 事業者およびその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供

にあたって知り得た利用者または利用者家族の秘密を漏らしてはならない。

4 事業者はその従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第13条

事業者は、感染症や災害が発生した場合においても、他のサービス事業者とも連携し、利用者が継続して訪問看護の提供を受けられるように、訪問看護の提供を継続的に実施あるいは非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画という）を策定するとともに当該業務継続計画に従い看護師及びその他の従業者に対して必要な研修及び訓練を行うこととする。

(衛生管理等)

第14条

事業者は、訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに訪問看護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。感染症の予防及び蔓延防止のための指針に基づき対策を講じるものとする。

(虐待防止)

第15条

1 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、すみやかに市町村に通報する。

(身体拘束の禁止)

第16条

1 事業所は指定訪問看護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下身体拘束等という）を行わない。

2 前号の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第17条

事業所従業者に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

(訪問看護 DX 情報活用)

第18条

事業所は、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供できるよう努める。

(その他運営についての留意事項)

第19条

1 事業所は社会的使命を十分認識し、看護師の質的向上を図るための研修・研究の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。なお、研修の機会を次の通り設ける。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 看護師は、勤務中常に身分証を携帯し、利用者から求められた場合、これを提示する。

3 事業所は従業者に対し、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

4 事業所は、緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備を行う。

5 事業所は、訪問看護（介護予防訪問看護）に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

6 この規定に定める事項は書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するように掲載・公表する。

7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人福祉広場理事會での協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は2015年 9月 7日から施行する。
この規定は2018年 9月 7日から施行する。
この規定は2019年 5月 7日から施行する。
この規定は2019年 9月 21日から施行する。
この規定は2021年 4月 1日から施行する。
この規定は2024年 6月 1日から施行する。